

「暗号資産の取扱いに関する規則」及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」等
の一部改正（案）に関する意見公募手続について

1. 改正の趣旨

金融庁の資金決済に関する法律第63条の20第3項及び金融商品取引法第50条の2第6項の法解釈を基に、自主規制規則を整理しましたところ、利用者（又は顧客）保護のため、自主規制規則を改正する必要があることから、別紙1乃至4のとおり改正案を作成しました。

「意見公募手続の実施に関する規則」に基づき、下記のとおり、意見公募手続を実施いたします。

2. 改正する規則およびガイドライン

- (1)暗号資産の取扱いに関する規則
- (2)「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドライン
- (3)デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則
- (4)「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン

3. 主な改正の内容

- (1) 暗号資産の取扱いに関する規則及び「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドライン
 - ① 第10条（取扱廃止時の対応）に、「取扱暗号資産の取引の種類が複数あり、その一部の取引における取扱を取りやめる場合」（以下「取扱一部取りやめ」という。）を新設
 - ② 第11条（協会への報告等）に定める「取扱暗号資産の取扱廃止にかかる協会への報告期限」を変更
 - ③ 第11条（協会への報告等）に、「取扱一部取りやめにかかる協会への報告期限」を新設
- (2) デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン
 - ① 第10条（取扱廃止時の対応）に、「複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする特定の種類の暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを取りやめる場合」を新設
 - ② 第11条（協会への報告等）に定められた「特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱廃止にかかる協会への報告期限」

を変更

4. 添付資料

- (1) 【別紙 1】 暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン（改正後）
- (2) 【別紙 2】 暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- (3) 【別紙 3】 デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン（改正後）
- (4) 【別紙 4】 デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）

5. 提出期限

2023年6月9日（金） 24時まで

以上